

市民図書館の団体貸出手続きのご案内

高知市民図書館では、高知市内の各種学校や児童クラブなどの団体を対象に、図書の団体貸出サービスを行っています。授業での学習教材等にぜひご利用ください。

【団体貸出用カードの登録手続きについて】

- 市民図書館の本館・分館・分室の窓口でご登録いただけます。
- 登録の際、申請書に学校の所在地、電話番号、代表者(カードの管理を行う方)の氏名をご記入いただきます。(記入例：別紙①)代理の方の登録手続きはお断りしています。
- 利用カードは、クラス単位若しくは学校図書館単位で発行いたします。
- 団体貸出用カードの有効期限は年度末です。年度毎に登録手続きをお願いいたします。

【貸出について】

- 団体貸出には、専用の団体貸出用カードが必要です。
- 1枚のカードで利用できる資料の上限は50冊、貸出期間は1か月です。
- 「FAX送信票(団体貸出用)」(様式：別紙②)に必要な事項をご記入のうえ、貸出希望日の1週間前までに受取を希望する図書館へお送りください。FAXが届き次第、図書館からお申込みされた方へ電話にてお申込み内容の確認を行います。(連絡先・開館時間：別紙③)
- FAXがない図書館での受取りを希望される場合は、直接電話にて受取希望館へお申込みください。
- 資料の準備が整い次第、図書館からお申込みされた方へ電話にてご連絡いたします。
- 同時期に複数の学校からお申込みがあった場合、資料の準備は先着順で行いますのでご了承ください。

【資料のセット貸出について】

- 平成28年度から団体貸出用の資料のセット貸出ができるようになりました。
 - 1 図書館の本を活用して授業を行いたい場合
 - 2 学校図書館の資料購入の参考にしたい場合などにご利用いただけます。
別紙のテーマ一覧(別紙④)を参考にお申込みください。
- セットごとの資料一覧につきましては、市民図書館ホームページをご覧ください。
※セットにないテーマの資料は別途準備いたします。お早目にご相談ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

高知市民図書館 図書利用担当

電話 823-4946

FAX 823-9352

※現在、オーテピアへの移転のため、高知市民図書館 本館は閉館しております。お問合せ等は、受取を希望される館へ直接ご連絡ください。